

健康診断の手引

平成22年4月 改訂版



熊本労働局監修

独立行政法人労働者健康福祉機構
熊本産業保健推進センター発行

目 次

I 一般健康診断

1	雇入時の健康診断	1
2	定期健康診断	2
3	特定業務従事者の健康診断	4
4	海外派遣労働者の健康診断	5
5	結核健康診断	5
6	自発的健康診断	5

II 特殊健康診断

1	じん肺健康診断	6
2	石綿健康診断	11
3	有機溶剤健康診断	12
4	鉛健康診断	14
5	電離放射線健康診断	16
6	特定化学物質健康診断	22
7	高気圧健康診断	24
8	四アルキル鉛健康診断	25
9	歯科健康診断	25

III 行政指導による主な健康診断

1	VDT作業健康診断	27
2	振動健康診断	31
3	腰痛健康診断	33
4	騒音健康診断	34

IV 健康診断結果報告の要否一覧

V 事後措置

1	事業者の責務	36
---	--------	----

資料 1 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

資料 2 雇用管理に関する個人情報のうち
健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について

I 一般健康診断

1 雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

労働者を雇入れる際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。
健康診断項目の省略はできません。

健康診断項目

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- 1 既往歴および業務歴の調査（喫煙歴および服薬歴を含む）
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- 10 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

（注）雇入れ時の健康診断では、健康診断項目の省略等はありません。

聴力検査

通常、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツ（通常30dBの音圧）の純音を用いるオーディオメーターによる検査。

心電図検査

安静時標準12誘導心電図を記録。

※喫煙歴および服薬歴の聴取については、労働安全衛生法により義務付けられてはおりませんが、特定保健指導対象者の抽出に不可欠なことから、事業者は、これに協力することとされています。

雇入れ前3カ月以内に健康診断を受け、診断結果の証明書を提出すれば、当該健診項目に相当する項目について雇入れ時の健康診断は省略できます。

2 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目

- 1 既往歴および業務歴の調査（喫煙歴および服薬歴を含む）
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査およびかたん検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA_{1c}）
- 10 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

健康診断項目の省略

- 1 次の者について医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 40歳未満の者（35歳の者を除く。） 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの。 3 BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)² 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）
胸部エックス線検査 (注)	<p>40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に掲げる者） 2 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理2である労働者であること。（じん肺法第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者）
喀痰（かたん）検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 3 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く。）

聴力検査

1,000ヘルツ（音圧：30dB）および4,000ヘルツ（音圧：40dB）について純音を用いるオーディオメータによる聴力の検査を原則としますが、35歳、40歳を除く45歳未満の者については医師が適当と認める聴力検査方法によることができます。

心電図検査

安静時標準12誘導心電図を記録します。

(注) 細部事項

- ① 定期健康診断の項目の省略基準の適用に関し、同基準の「医師が必要でない」と認めるとは、胸部エックス線検査にあっては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいう。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものでないことに留意すること。
- ② 胸部エックス線検査の省略に関し医師が判断する際には、必要に応じて懇談会の報告書を参考とすること。
- ③ 胸部エックス線検査の省略に関し医師が判断する際の呼吸器疾患等に係る自覚症状、既往歴等の把握等については、事前に問診票を配付し、回収することによる方法などがあること。

「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」報告書
(概要)

標記懇談会は、結核予防法（現在は感染症法に統合され、廃止されている。）における健康診断の対象者の効率化・重点化が図られたことから、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等における胸部エックス線検査の実施対象者等について検討するものである。主な検討結果は、以下のとおりである。

1. 定期健康診断

(1) 次に該当する労働者については、胸部エックス線検査を省略すべきでない。

- イ 40歳以上の者
- ロ 40歳未満の者であっても、5歳毎の節目の年齢にあたる20歳、25歳、30歳及び35歳の者
- ハ 40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、以下のいずれかに該当する者
 - 一 学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者
 - 二 一定の要件を満たす粉じん作業者
(じん肺健康診断が3年に1回となっている者)
 - 三 呼吸器疾患等に係る自覚症状又はそれらの既往歴のある者
 - ※ 上記については、定期健康診断の際に実施される項目である「既往歴及び業務歴の調査」や「自覚症状及び他覚症状の有無の調査」等により、医師が判断する必要がある。

(2) 以下については、一般に結核の感染リスクが高いと考えられることから、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意すべき事項と考える。

- イ 結核の罹患の可能性が高いと考えられる多数の顧客と接触する場合等
- ロ 結核罹患率が高い地域における事業場での業務
- ハ 結核罹患率が高い海外地域における滞在歴
- ニ 長時間労働による睡眠不足等
- ホ 特定の疾患（糖尿病、慢性腎不全等）への罹患や治療（免疫抑制剤の使用）等により免疫力の低下が疑われる状況が把握された場合

2. その他の健康診断

雇入時、特定業務従事者及び海外派遣労働者の健康診断における胸部エックス線検査は現行どおり実施すべきである。

3 特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

深夜業、坑内労働等の特定の業務（労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務、下記参照）に従事する労働者には、6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は、通常の定期健康診断項目と同じです。

健康診断項目の省略

1 次の者について医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1 40歳未満の者（35歳の者を除く。） 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの。 3 BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 BMI=体重（kg）/身長（m） ² 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）
喀痰（かくたん）検査	1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く。）

2 胸部エックス線検査については1年以内に1回、定期的に行えばよいとされています。貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査および心電図検査については、前回（6月以内）その検査項目について健診を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

聴力検査

1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音を用いるオージオメータによる聴力の検査を原則としますが、前回（6月以内）このような聴力検査を受けたものについては、医師が適当と認める検査方法によることができます。

表 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められる特定業務

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務	リ 坑内における業務
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務	又 深夜業を含む業務
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ル 水銀、砒素、黄りん、 ^{ひつ} 弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、カ性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	ヲ 鉛、水銀、クロム、 ^ひ 砒素、黄りん、 ^{ひつ} 弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は、粉じんを飛散する場所における業務
ホ 異常気圧下 ^{ひょう} における業務	ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
ヘ さく岩機、 ^{ひょう} 鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	カ その他厚生労働大臣が定める業務
ト 重量物の取扱い等重激な業務	
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	

※エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、上記ヲに該当します。

4 海外派遣労働者の健康診断

業務命令によって労働者を日本国外に6月以上派遣しようとする時、及び6月以上派遣した労働者を日本国内の業務に就かせる時は、定期健康診断の項目に加え次の健康診断が必要となります。

- ① 日本国外の業務に6月以上派遣しようとする時
 - 一 腹部画像検査
 - 二 血液中の尿酸の量の検査
 - 三 B型肝炎ウイルス抗体検査
 - 四 ABO式及びRh式の血液型検査のうち、医師が必要と認めるもの
- ② 6月以上派遣した労働者を日本国内の業務に就かせる時
 - 一 腹部画像検査
 - 二 血液中の尿酸の量の検査
 - 三 B型肝炎ウイルス抗体検査
 - 四 糞（ふん）便塗抹検査のうち、医師が必要と認めるもの

健康診断項目の省略

- 1 日本国外に派遣する労働者の健康診断を実施する際、過去6月以内に雇入時、定期、特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断が実施されている場合には、重複する項目について省略することができる。
- 2 身長検査、喀痰検査については、特定業務従事者健康診断の健康診断項目の省略（P 4）に準じ省略することができます。

5 結核健康診断（労働安全衛生規則第46条）

平成21年4月1日より、廃止されました。

6 自発的健康診断（安衛法第66条の2）

常時使用される労働者であって、過去6月間に平均して1月当たり4回以上、深夜業（午後10時から午前5時までの間における業務をいう。）に従事した労働者は、自ら受けた一定の健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できます。事業者は、従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、その結果が有所見であった場合、医師からの意見聴取、適切な就業上の措置などの事後措置を講じなければなりません。なお、自発的健康診断の項目は、定期健康診断項目（安衛則第44条）と同一です。また、事業者が自発的健康診断の結果を提出することができるのは、当該健康診断を受けた日から3月以内です。

※熊本産業保健推進センターにおいて、「自発的健康診断受診支援助成金制度」の助成を行っております。詳細は、当センターまでお問い合わせ下さい。

Ⅱ 特殊健康診断

1 じん肺健康診断（じん肺法第3条、第7～第9条の2）

じん肺法施行規則別表で定められた24の粉じん作業に従事または従事した労働者に対しては、就業時、定期、定期外、離職時に健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目

必ず実施すべき項目

- 1 粉じん作業職歴調査
- 2 胸部エックス線検査（直接撮影による胸部全域）

一定の要件を満たすもの及び医師が必要であると認めたときに実施しなければならない項目

- | | |
|----------|---------------|
| 3 胸部臨床検査 | 5 結核精密検査 |
| 4 肺機能検査 | 6 結核以外の合併症の検査 |

肺がんに関する検査の対象者と時期について

- じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断（1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施）の際に、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断（1年以内ごとに1回実施）の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続きをとる必要はありません。

肺がんに関する検査の内容について

- 「胸部らせんCT検査」と「喀痰細胞診」を行うこととなります。
- 胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を治めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くてすみます。なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けることが重要です。
- 喀痰細胞診は、痰の中にがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

離職者について

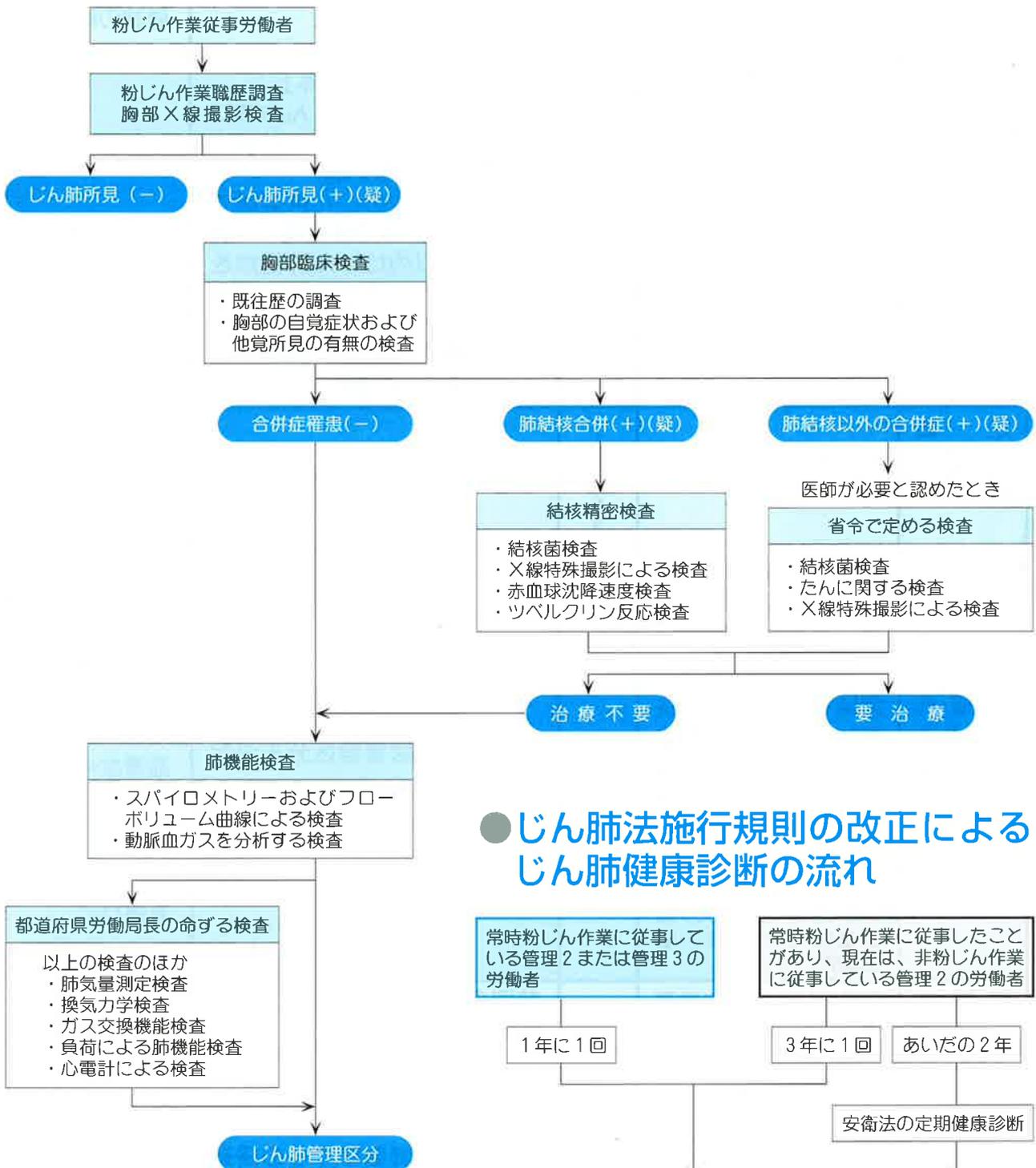
- じん肺管理区分が管理2または管理3の離職者は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができます。

なお、これら健康診断項目による「じん肺健康診断の流れ」は、7頁を、また、その詳細はじん肺審査ハンドブック（厚生労働省安全衛生部労働衛生課編中央労働災害防止協会発行）をご参照下さい。

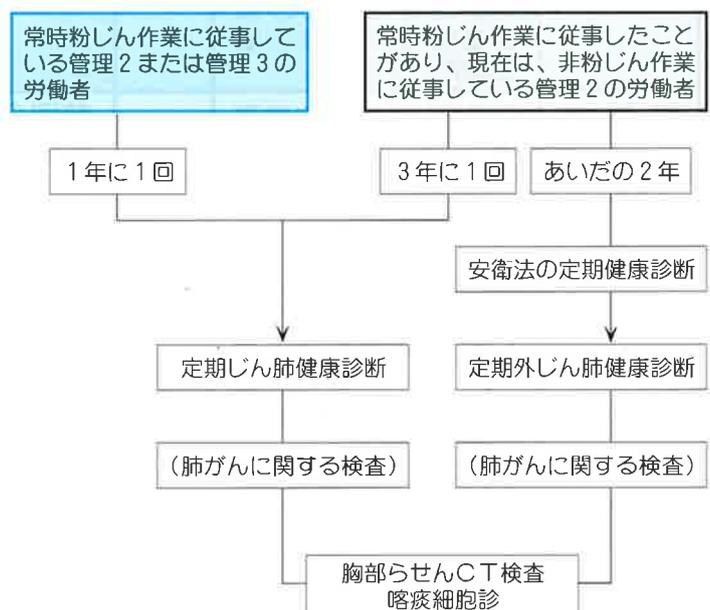
● じん肺健康診断の種類とその対象者

種類	対象者	管理区分	適用の条件	健診の時期等
就業時 (じん肺法 第7条)	新たに常時粉じん作業に従事する者		「次に示す者は対象外」 イ 以前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者 □ 1年以内のじん肺健診で所見なしまたは管理1の者 ハ 1年以内にじん肺健診を受けて、管理2または管理3イの者 ニ 6月以内のじん肺健診で管理3□の者	就業の際
定期 (じん肺法 第8条)	常時粉じん作業に従事する者	1		3年以内ごとに1回
		2 3		1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	2		3年以内ごとに1回
		3		1年以内ごとに1回
定期外 (じん肺法 第9条)	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法にもとづく健康診断でじん肺有所見またはその疑いある者		管理1または管理区分未決定の者	遅滞なく
	合併症で1年を超えて療養のため休業していた者で、その後療養のため休業不要と診断された者			遅滞なく
離職時 (じん肺法 第9条の2)	常時粉じん作業に従事し、1年以上継続勤務した者の中で離職をする際じん肺健康診断を行うよう求めた者	1	前回のじん肺健診からの経過期間が1年6月以上	
		2 3		
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に従事しており、かつ1年以上継続勤務している者の中で離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めた者	2 3	前回のじん肺健診からの経過期間が6月以上に適用	

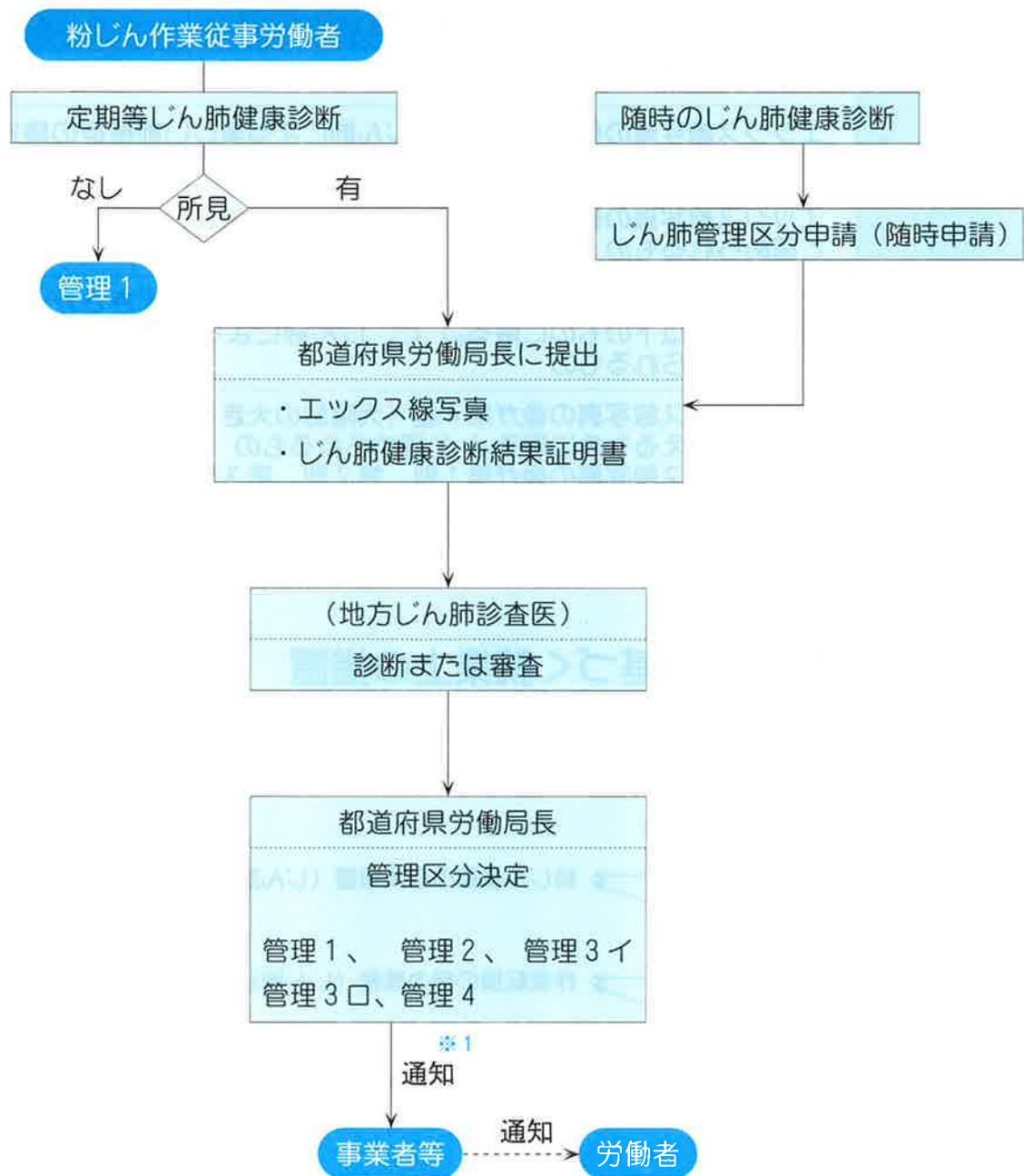
●じん肺健康診断の流れ



●じん肺法施行規則の改正による じん肺健康診断の流れ



●じん肺管理区分決定までの流れ

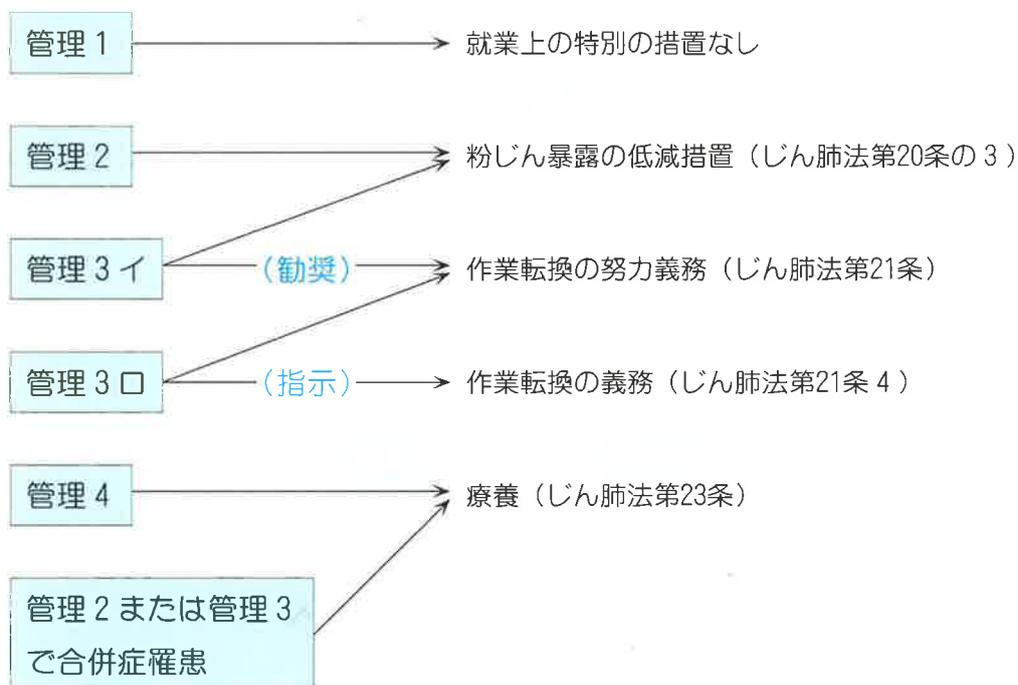


※1 管理区分の通知は、事業者からの提出の場合は事業者へ
随時申請の場合には申請者へ

じん肺管理区分（じん肺法第4条）

管理区分	じん肺健康診断の結果
管理 1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3	イ エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	□ エックス線写真の像が第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4	(1) エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの (2) エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

じん肺管理区分に基づく就業上の措置



2 石綿健康診断（石綿障害予防規則第40条）

石綿を製造し、もしくは取り扱う業務等に常時従事する労働者、又は事業場の在籍労働者で、過去においてその事業場で石綿を製造し、または取り扱う業務に常時従事したことがある者に対しては、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後の6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目

〔一時健康診断〕

- 1 業務の経歴の調査
- 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 4 胸部のエックス線直接撮影による検査

〔二次健康診断〕（一時健康診断の結果、医師が必要と認めた場合）

- 1 作業条件の調査
- 2 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

離職者に対する健康管理手帳制度について

次の離職者については、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、国の費用負担で受けることが出来ます。

- 1 健康診断の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- 2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材等の張付け、除去等の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。
- 3 石綿等を取り扱う作業（2号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。
- 4 2号の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と3号の作業に従事した月数との合計が120以上であって、かつ、初めて石綿等にはく露した日から10年以上を経過していること。
- 5 石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）に従事していた労働者で、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は、石綿による胸膜肥厚があること。

※ 対象となる離職者には、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている者も含まれる。